

## 鎌ヶ谷市個人情報保護条例 (平成12年3月27日条例第1号)

最終改正:令和4年3月15日条例第2号

改正内容:令和4年3月15日条例第2号 [令和4年4月1日]

○鎌ヶ谷市個人情報保護条例

平成12年3月27日条例第1号

## 改正

平成14年6月28日条例第14号  
平成17年3月24日条例第5号  
平成17年12月22日条例第37号  
平成27年10月1日条例第26号  
平成28年3月24日条例第2号  
平成29年3月24日条例第1号  
平成30年10月10日条例第15号  
令和3年9月30日条例第19号  
令和4年3月15日条例第2号

鎌ヶ谷市個人情報保護条例

## 目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 (第6条—第11条の2)
- 第3章 保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求 (第12条—第26条の2)
- 第4章 審査請求 (第27条)
- 第5章 事業者への指導等 (第28条)
- 第6章 補則 (第29条—第36条)
- 第7章 罰則 (第37条—第41条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の基本的な権利の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記載されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (5) 保有特定個人情報 保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。
- (6) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

- ア 専ら文書を作成するための処理
  - イ 専ら文書、図画の内容を記録するための処理
  - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
  - エ 専ら文書、図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機処理して検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (9) 磁気テープ等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録された電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって実施機関が管理しているものをいう。
- (10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (11) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第22条第3項において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報ファイルの作成等）

**第6条** 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ次の事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、個人情報ファイルを作成し、取得し、又は変更したとき以後において、同項の届出をすることができる。

3 実施機関は、届け出た個人情報ファイルを廃止したときは、保管等をしている当該保有個人情報を確実に廃棄するとともに、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、その旨を鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

6 前各項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイル又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報ファイルその他規則で定める簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、適用しない。

（収集の制限）

**第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いた上で、事務の目的達成のために必要があると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、災害その他の事由により緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき。

(利用の制限)

**第8条** 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、災害その他の事由により緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

**第8条の2** 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「保有特定個人情報の目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用（情報提供等記録の保有特定個人情報の目的外利用を除く。）をすることができる。

(提供の制限)

**第9条** 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、災害その他の事由により緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項第1号から第4号までの規定により個人情報ファイルに係る外部提供をしたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(オンライン結合の制限)

**第9条の2** 実施機関は、法令等（本市の条例及び規則を除く。以下この条において同じ。）に定めがあるとき又は公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、外部提供をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定によりオンライン結合による外部提供をしようとするとき又は当該内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、法令等に定めがあるときは、この限りでない。

3 実施機関は、法令等に定めがある場合において、オンライン結合による外部提供をしたとき又は当該内容を変更したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(適正な管理)

**第10条** 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、オンライン結合により外部提供をしようとする

するときは、保有個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の一層の保護を図らなければならない。この場合において、外部提供を受ける者は、保有個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- 4 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的・文化的資料として保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。  
(委託に伴う措置)

**第11条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該契約等において、個人情報の保護に関し、受託者がなすべき必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

**第11条の2** 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該協定において、個人情報の保護に関し、指定管理者がなすべき必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 第10条第2項の規定は、実施機関から指定管理者が受託した業務を行う場合について準用する。  
3 実施機関は、指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者が業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものに関し、第3章の規定により保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求があつたときは、当該指定管理者に対し、当該個人情報が記録された文書、図画及び電磁的記録の提出を求めるものとする。  
4 前項の文書、図画及び電磁的記録に記録されている個人情報は、第2条第2号に規定する保有個人情報とみなしてこの条例を適用する。

### 第3章 保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求

(開示請求)

**第12条** 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

**第13条** 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

**第14条** 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。  
3 実施機関は、第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。  
4 実施機関は、第1項の規定により開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。  
5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書の提出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、第1項の期間内に、当該決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。  
6 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつた場合において、開示請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  
(第三者の意見の聴取等)

**第15条** 実施機関は、前条第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る保有個人情報に開示請求者及び市以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該保有個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしたときは、当該第三者に決定の内容を通知するものとする。

(開示の実施)

**第16条** 実施機関は、第14条第1項の規定により保有個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求

者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 保有個人情報が公文書に記録されている場合 当該公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写し（磁気テープ等の写しを除く。）の交付

(2) 保有個人情報が磁気テープ等に記録されている場合 当該磁気テープ等から印字装置を用いて出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

3 実施機関は、前項第1号に規定する方法により保有個人情報を開示しようとする場合において、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書の写しの当該保有個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又はその写し（磁気テープ等の写しを除く。）の交付により開示することができる。

（開示しないことができる保有個人情報）

**第17条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれているときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。

(2) 第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 個人の評価、判断、診断、指導、相談、選考、試験等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 開示することにより、人の生命、身体、健康、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとき。

(6) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討又は協議等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(7) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉等に係る事務事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

（部分開示）

**第18条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（開示の特例）

**第19条** 実施機関があらかじめ定めた個人情報ファイルについては、第13条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求（以下「口頭請求」という。）があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、口頭請求に準用する。

（訂正請求）

**第20条** 何人も、開示を受けた保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

**第21条** 前条の規定により訂正請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正請求しようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求しようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

**第22条** 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、速やかに、調査を行い、当該訂正請求のあった日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしな

なければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正するとともに、その旨を前条第1項に規定する訂正請求書を提出した者に対し、書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、速やかに、その理由を書面により通知しなければならない。
- 5 第14条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。  
(削除請求)

**第23条** 何人も、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求（以下「削除請求」という。）することができる。

- (1) 自己の保有個人情報が第7条の規定に違反して収集されたとき。
- (2) 自己の保有特定個人情報が番号利用法第20条の規定に違反して収集し、又は保管されたとき。
- (3) 自己の特定個人情報が実施機関により番号利用法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されたとき。

- 2 第12条第2項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求の手續等)

**第24条** 第21条及び第22条の規定は、削除請求の手續及び削除請求に対する決定等について準用する。

(中止請求)

**第25条** 何人も、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

- (1) 自己の保有個人情報が第8条の規定に違反して目的外利用をされているとき。
- (2) 自己の保有特定個人情報が第8条の2の規定に違反して保有特定個人情報の目的外利用をされているとき。
- (3) 自己の保有個人情報が第9条の規定に違反して外部提供をされているとき。
- (4) 自己の保有特定個人情報が番号利用法第19条の規定に違反して提供され、又はされようとしているとき。
- (5) 自己の保有特定個人情報が番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又はされようとしているとき。
- (6) 自己の特定個人情報が実施機関により番号利用法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイルに記録され、又はされようとしているとき。

- 2 第12条第2項の規定は、中止請求について準用する。

(中止請求の手續等)

**第26条** 第21条及び第22条の規定は、中止請求の手續及び中止請求に対する決定等について準用する。

- 2 実施機関は、中止請求があった場合には、決定通知がされるまでの間、当該保有個人情報の目的外利用を一時中止しなければならない。ただし、一時中止することによって、実施機関の公正な職務執行に著しく支障が生じる場合は、この限りでない。

(情報提供等記録の適用除外)

**第26条の2** 情報提供等記録については、第23条及び第25条の規定は、適用しない。

#### 第4章 審査請求

(審査請求があった場合の手續)

**第27条** 実施機関は、第14条第1項、第22条第1項（第24条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法であり却下するとき、又は当該審査請求に係る請求を認容するときを除き、速やかに、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

#### 第5章 事業者への指導等

(事業者への指導等)

**第28条** 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いを是正し、又は中止するよう指導又は勧告することができる。

#### 第6章 補則

(出資法人の講ずべき措置)

**第29条** 市長は、資本金等を2分の1以上出資している法人に対して、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(苦情処理)

**第30条** 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(費用負担)

**第31条** この条例に定める保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止に係る手数料は、無料とする。

2 第16条第2項及び第3項の規定により保有個人情報の開示を、写しの交付により行うときは、写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(事実の公表)

**第32条** 市長は、事業者が、第28条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かななければならない。

(国等との協力)

**第33条** 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、適正な措置を講ずるよう要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整)

**第34条** 保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止についての手続が他の法令等に定められているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されている保有個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

**第35条** 市長は、毎年1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

**第36条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 罰則

**第37条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機処理して検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときも、前項と同様とする。

**第38条** 前条各項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第39条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第40条** 第11条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第37条第1項又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 指定管理者である法人の代表者又は指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、指定管理者である法人の業務に関して、第37条第2項又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定管理者である法人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第41条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 鎌ヶ谷市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成3年鎌ヶ谷市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際に請求されている個人情報については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に行われている個人情報ファイルについては、第6条第1項中「新たに個人情報ファイルを作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報ファイルについては、この条例の施行日以後、速やかに」と読み替えて適用する。

附 則(平成14年6月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第5号)

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月22日条例第37号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年10月1日条例第26号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鎌ヶ谷市個人情報保護条例第2条、第7条、第9条及び第37条の改正規定 平成27年10月5日

(2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

**附 則** (平成28年3月24日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の鎌ヶ谷市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の鎌ヶ谷市個人情報保護条例の規定、第3条の規定による改正後の鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例、第4条の規定による改正後の鎌ヶ谷市行政手続条例及び第5条の規定による改正後の鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の行政庁の処分又は同日以後にされる申請に係る行政庁の不作为に係る審査請求について適用し、同日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年3月24日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年10月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年9月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年3月15日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。